

令和3年第1回（3月）大磯町議会定例会

議案第7号説明資料

令和3年2月15日

大磯町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1
新旧対照表	-----	2

町民課

大磯町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

1 改正概要

「地方税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日に公布され、令和3年1月1日から適用されたことにより、大磯町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正します。

2 改正内容

- (1) 地方税法の一部改正により、延滞金の割合の特例に関する規定中の文言の見直しが行われたため、用語の改正を行います。

改正案	現行
<u>延滞金</u> 特例基準割合	特例基準割合

延滞金の割合に変更はありません。

- (2) 施行期日

公布の日から施行し、令和3年1月1日から適用します。

- (3) 経過措置

改正後の附則第4項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によります。

大磯町後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第8条 省略</p> <p>附 則 1～3 省略 (延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、<u>年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行し、改正後の大磯町後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和3年1月1日から適用する。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p>2 <u>改正後の附則第4項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。</u></p>	<p>第1条～第8条 省略</p> <p>附 則 1～3 省略 (延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u></p>